

報告第9号

健全化判断比率の報告について

令和4年度決算に基づく健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づき報告する。

令和5年9月28日報告
(2023年)

城陽市長 奥田敏晴

記

1 健全化判断比率

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
本市比率	—	—	9.9	110.9
早期健全化基準	12.67	17.67	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

2 監査委員の意見

別添のとおり

5 城監第22号
令和5年9月5日
(2023年)

城陽市長 奥田 敏晴 様

城陽市監査委員 川村 和久

城陽市監査委員 一瀬 裕子

令和4年度（2022年度）城陽市財政健全化審査
の意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき審査に付された令和4年度（2022年度）健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について、次のとおり意見を提出する。

令和4年度（2022年度）財政健全化審査意見書

1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び城陽市監査委員監査の基準等に関する要綱の規定に基づく健全化判断比率審査

2 審査の対象

令和4年度（2022年度）実質赤字比率
令和4年度（2022年度）連結実質赤字比率
令和4年度（2022年度）実質公債費比率
令和4年度（2022年度）将来負担比率

3 審査の期間

令和5年（2023年）7月13日から令和5年（2023年）9月1日まで

4 審査の着眼点（評価項目）

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適法かつ正確に作成されているかどうかを主眼として実施した。

5 審査の実施内容

市長から提出された健全化判断比率算定の基礎となる事項を記載した書類について、適正に作成されていることを確認した。

6 審査の結果

審査に付された算定の基礎となる事項を記載した書類は法令等に準拠して作成され、健全化判断比率は適正に算定されているものと認められる。

健全化判断比率	令和4年度 (%)	早期健全化基準 (%)
① 実質赤字比率	—	12.67
② 連結実質赤字比率	—	17.67
③ 実質公債費比率	9.9	25.0
④ 将来負担比率	110.9	350.0

(1) 実質赤字比率

令和4年度(2022年度)の実質赤字比率は、実質収支額が黒字のため、該当しない。なお、実質収支額は7,550万8千円であり、令和3年度(2021年度)の7,477万1千円と比較すると73万7千円の増加である。

(2) 連結実質赤字比率

令和4年度(2022年度)の連結実質赤字比率は、連結実質収支額が黒字のため、該当しない。なお、連結実質収支額は22億9,942万4千円であり、令和3年度(2021年度)の23億6,341万1千円と比較すると6,398万7千円の減少である。

(3) 実質公債費比率

令和4年度(2022年度)の実質公債費比率は9.9%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを15.1ポイント下回っている。

なお、令和3年度(2021年度)の実質公債費比率の9.7%と比較すると0.2ポイント上回っている。

本比率は、3箇年平均値であり、当年度の単年度比率は11.5%となっており、前年度分の算定対象であった3箇年内、今年度の算定対象外となった令和元年度(2019年度)の単年度比率の10.8%と比較して、0.7ポイント上回ったことによるものである。

また、当年度の単年度比率11.5%は、令和3年度(2021年度)の単年度比率9.1%と比較し、2.4ポイント上回っている。これは元利償還金の増加等によるものである。

(4) 将来負担比率

令和4年度(2022年度)の将来負担比率は110.9%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを239.1ポイント下回っている。

なお、令和3年度(2021年度)の将来負担比率の105.1%と比較すると5.8ポイント上回っている。これは充当可能基金の減少等によるものである。

(5) まとめ

地方公共団体の財政の健全化に関する法律による各指標は、国が示す基準との比較では健全段階の範囲で推移しているものの、大規模事業の進捗に伴って、今後においても地方債現在高の増加や充当可能基金等の財源の減少等により、将来負担が増加する傾向にある。

現在、本市は財政基盤の再構築に向け、将来に向けたまちづくりが本格化する時期を迎えており、事業実施に伴う起債発行額の増加等により、実質公債費比率や将来負担比率が上昇することが考えられるが、引き続き財政規律の堅持に努め、健全な財政運営を推進されるよう望むものである。

参考資料

1 用語解説

(1) 実質赤字比率

一般会計等の実質収支額の赤字の程度を指標化し、財政運営の健全度を示すもので、歳出に対する歳入の不足額を一般財源の標準的な収入を表す標準財政規模の額で除して算定されるものである。

(2) 連結実質赤字比率

すべての会計の実質収支額等の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の健全度を示すものであり、市全体の歳出に対する歳入の不足額を一般財源の標準的な収入を表す標準財政規模の額で除して算定されるものである。

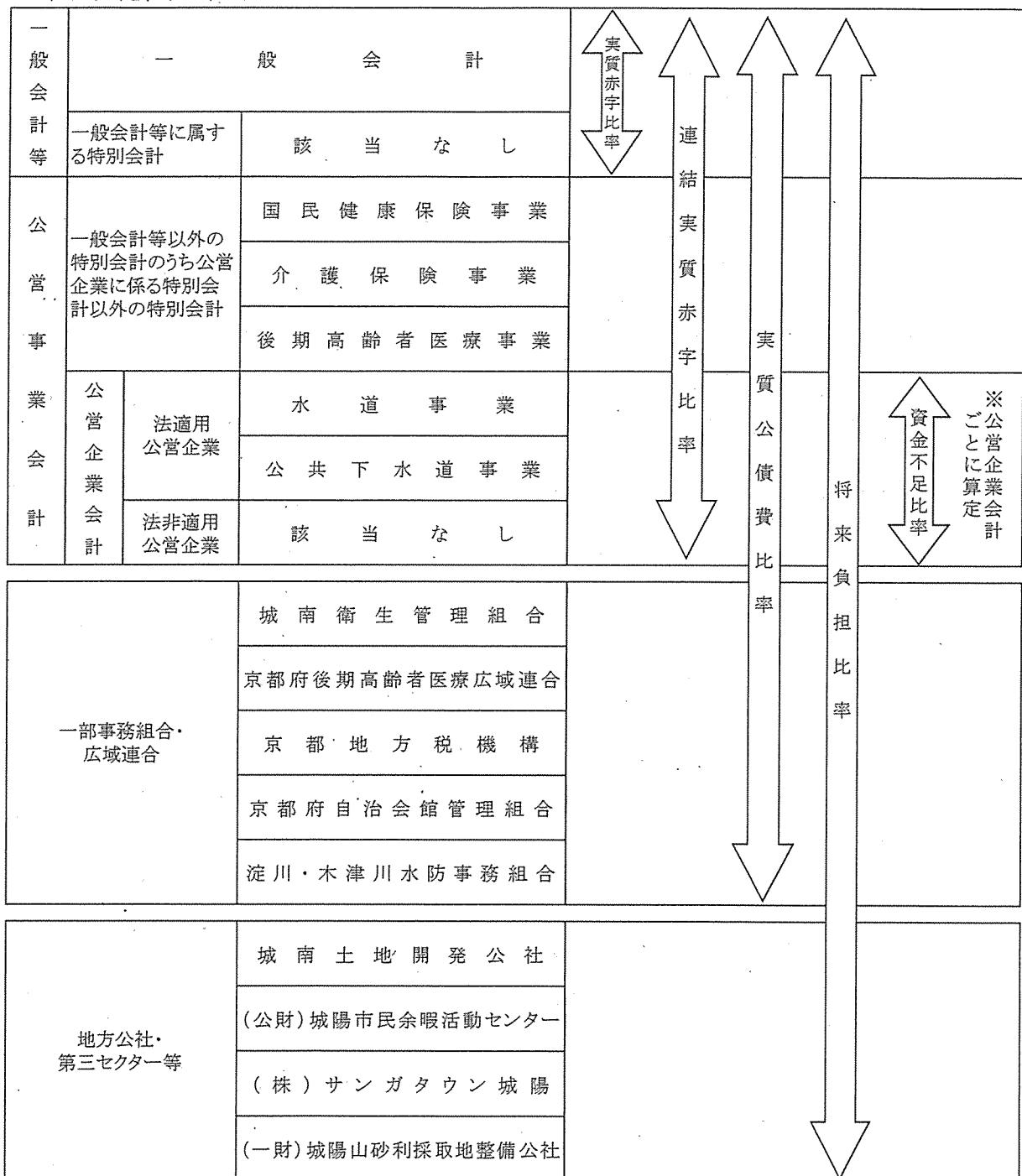
(3) 実質公債費比率

借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの健全度を示したものであり、義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費を、標準財政規模を基本にする額で除して算定される数値の3箇年間の平均値である。

(4) 将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や地方公共団体として将来、支払う可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもので、地方公共団体が将来的に負担することになっている実質的に負債に当たる額から負債の償還に充てができる基金等の額を控除の上、標準財政規模を基本にする額で除したものである。

2 対象範囲の図表



参照条文

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（抜粋）

（健全化判断比率の公表等）

第3条 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告するとともに、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

2～7

略